

## 議案第 27 号

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

### 提案理由

この案を提出するのは、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに基づき、規定を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年北名古屋市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３７条第１項中「第４２条第３項第１号」を「第４２条第３項」に、「同号」を「同項」に改める。

第４２条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条第９項を同条第１１項とし、同条第８項中「第１項本文」を「第１項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第７項を同条第９項とし、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「又は国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」及び「又は事業所」を削り、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第４２条第３項第１号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。